

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
人企-345人事院事務総局人材局企画課長通知「非常勤職員の適切な採用について」	非常勤職員の採用については、左記の人事院通知に基づき、原則、ホームページへの掲示やハローワーク等を通じ適切な公募の方法により行うよう、人事課から各部局に指導している。	d	-	非常勤職員の採用については、各部局により原則公募で行っているところであり、公募の方法については、適切な公募方法であれば、特段、規制しておらず、求人メディアの活用を妨げるものではないが、各部局が公募をする際は、費用対効果を勘案しつつ公募方法を選択しているところである。	-	z2000001	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を分散し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示した場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		内閣府本府においても、経済産業省等の一部の国の機関と同様、債権譲渡禁止特約の部分的な解除を行っているところであり、今後においても、必要な検討を行った上で適宜拡大を図ることとしていることから、現行制度下で対応可能である。(特別目的会社、特定債権等譲渡業者等への拡大については本年度中に実施予定)		z2000002	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省など一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示した場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		内閣府本府においても、経済産業省等の一部の国の機関と同様、債権譲渡禁止特約の部分的な解除を行っているところであり、今後においても、必要な検討を行った上で適宜拡大を図ることとしていることから、現行制度下で対応可能である。(特別目的会社、特定債権等譲渡業者等への拡大については本年度中に実施予定)		z2000002	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各官庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各官庁の対応が異なり、統一的な対応が求められる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	内閣府本府においては、国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとしているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところである。	d		内閣府本府においては、国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、クレジットカードによる支払業務については制度上問題ないと考えられているが、国内における物品購入や職員の出張に伴う費用の支払については、既設の会計機関が適切に処理をしていることから、クレジットカードによる支払は考えてはいない。		z2000003	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替私や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、入るよう緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	
						z2000004	内閣府	内閣告示第一号を改め、氏名に関する人権や知的財産権など文化的付加価値と尊厳を優先すべきことを明記する。	5099	50990002	11	個人	2	内閣告示第一号を改め、氏名に関する人権や知的財産権など文化的付加価値と尊厳を優先すべきことを明記する。	内閣告示第一号及び内閣訓示第一号(共に1954年12月9日付内閣総理大臣吉田茂名で発令)を改め、次の通り加える。1. 氏名の欧文表記については、不正確な呼称や性別錯誤等忌避すべき連想の惹起など、氏名に関する人権の侵害を防止するため、本人の意思に拠る表記を尊重することとし、本表をもってこれを侵害してはならない。2. 知的財産権等、当事者の文化的資産としての固有名称の欧文表記についても、当事者の意思と尊厳を尊重するものとし、本表をもって当事者の権利を侵害してはならない。	少なからぬ国民が自ら欧文を使いこなして表現し、文化的付加価値を創造し享受する現代の日本にふさわしく、「特定の事項の権利を無視して差し支えない」との欧文表記については、当事者の憲法上の権利が何よりも優先されるべきことを国の基本方針として明示することにより、第三者による勝手な書き成しによる国民の権利の侵害を排除する根拠とする。氏名、商標、社名、地名・自治体名・駅等施設名などの欧文表記については、当事者の基本的権利を侵害する不当表記を防ぐために、戸籍・住民票・保険証・各種登録登記制度の施行規則にも優先する指針として明示することにより、不法行為法上の保護を確立する基盤を整える。	1954年以来改正されぬままの告示と訓令は「事務の効率化」のみを優先すべき価値としてあげ、当事者の権利尊重に触れないため、第三者に対し、氏名など国民の文化的所産としての固有名称に關し当事者の権利を無視して差し支えない」との解釈を誘発している。例えば1S03602は図書検索や各種名簿などのdata base、地図などの作成にあたり、「正しく発音できない」つづりでも効率化のためならよい」として当事者の権利を無視すべきものとして、これを解せぬ被証服職員の氏名欧文表記と同じ扱いであり、かかる人権侵害を放置する根拠となる告示と訓令の改正は緊要である。主権在民の法理の基本的権利に関する人権の尊重である。氏名等固有名称に關し国として侵害から保護する責務を負う価値とは「国語正字法の一般則から外れても固有の表記と呼称に宿る文化的付加価値を尊重する」ことである。	本要望は次項「内閣告示第一号の改正」および住民票、健康保険証に欧文氏名を記載する特例制度を求める要望と関連する。ただし、個別にすみやかに実現することを旨とし、他の要望の実現遅延をもって本要望の実現を遅延させるべきものではない。資料と各種関連事例を添付する。
特定非営利活動促進法 第十条第一項第二号八、 同法第二十三条第二項、 同法三十四条第五項 特定非営利活動促進法施行規則 第二条第二項 又は都道府県の条例における規定 (鳥取県の場合は、鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第三条)	特定非営利活動促進法においては、特定非営利活動法人の設立認証申請の際に、「各役員住所又は居所を証する書面」として、内閣府令又は都道府県条例で定めるもの(住民票の写し等)を添付した申請書の提出が求められている。現行では、所轄庁が住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」とする。)による役員本人確認情報を利用することが可能である場合においても、当該書類を提出することになっている。	b又はd		本要望事項については、内閣府において、現行法令の解釈を含め、具体的な整備内容について、現在検討を進めているところである。 なお、法律上の手当を要しないと解釈された場合には、都道府県条例の改正で対応できることから、現行制度下で対応可能と言える。		z2000005	内閣府	特定非営利活動促進法に係る申請書類の簡素化について	5106	51060001	11	鳥取県	0	特定非営利活動促進法に係る申請書類の簡素化について	特定非営利活動促進法(NPO法)において規定される、特定非営利活動法人(NPO法人)の設立認証申請、役員変更届出・合併認証申請の手続きに必要な「各役員住所又は居所を証する書面」として内閣府令(一つの都道府県のみ)に事務所を設置する法人の場合は都道府県条例)で定めるもの(=住民票の写し等)(NPO法第10条第1項第2号八ほか)については、所轄庁が住民基本台帳ネットワークシステムによる役員本人確認情報を利用する場合には当該書類の提出を不要とすることができる旨の条項を同法に加える。	現行では、所轄庁が住民基本台帳ネットワークシステムによる役員本人確認情報を利用することが可能である場合においても、当該書類の提出は必要となっており、役員は住民票の写しの交付を所在市区町村で受けて申請の際に添付しないといけない。しかし、当該書類の提出を求める意味は、役員名簿にある各役員居住地等の確認であることから、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報で十分である。したがって、旅券法施行規則(平成元年十二月八日外務省令第十一号)第二条第二項のような条項を加える(都道府県知事が住民基本台帳法の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用するときは、NPO法第10条第1項第2号八等)に規定する書類の提出を要しないものとする。ことにより、NPO法人の設立認証等の書類提出に係る役員及び申請者の負担を減らすことが出来ると考えることによる。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
-	-	-	-	平成15年3月に総理を議長とする対日投資会議にて「対日投資促進プログラム」をとりまとめ、同プログラムに掲げられた74項目の具体的な政策課題について、関係府省庁が一体となって取り組むことにより、対日直接投資の促進を進めている。本年5月には、同プログラムの進捗状況についてとりまとめ、更なる対日直接投資の促進を図ったところである。今後とも、同プログラムの着実な実施、フォローアップを行うことにより、対日直接投資の促進を進めていくこととしたい。なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)において、対日直接投資拡大に資する環境整備に係る事項について記載されており、これら事項が着実に実施されるようフォローアップに努めてまいりたい。		z2000006	内閣府	対日外国直接投資の促進策の強化	5120	51200001	11	欧州委員会(EU)	1	対日外国直接投資の促進策の強化	1. EUは、日本政府に対して、政府の政策立案全般に投資を促進するための措置を一層組み入れていくよう推奨する。これは、例えば規制改革・民間開放推進会議、「対日投資促進プログラム」、対日投資会議を通じた取り組みとともに、3か年規制改革推進計画の下で投資に関する広範な分野横断的アプローチの採用によって達成され得るだろう。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.1企業の構造改革と関連税制措置による。	
個人情報保護法等	個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の適正な取扱いに関し、施策の基本的事項を定め、基本理念、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者(個人情報取扱事業者)の遵守すべき義務等を定めるものである。本法における個人情報取扱事業者の義務規定については、平成17年4月1日から施行されるが、現在、施行に向けて関係省庁において、必要に応じ、事業分野ごとのガイドラインの策定・見直し等を行っているところである。	e	-	事業分野ごとのガイドラインについては、事業を所管する各省庁が、その検討プロセスを含め、それぞれの実情に応じて策定・見直しを行っているところである。		z2000007	内閣府	官民による電子商取引の利用の促進におけるプライバシー	5122	51220029	11	米国	29	官民による電子商取引の利用の促進におけるプライバシー	2003年5月23日、国会が個人情報保護法を成立させたことを受け、いくつかの省庁は、同法の2005年4月の施行を前に公表すべき施行指針を策定した。米国は以下の措置を日本が取ることを提言する。最低30日間のパブリックコメントに付すとともに、指針が最終決定される前に提出された意見を検討する適切な期間を設ける等、これら策定される個人情報保護法の施行指針が、透明性が高く一貫性のある形で策定されることを確保する。		e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004はともに、個人に恩恵をもたらす、高付加価値を生み出す事業活動の促進を目指し、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格は、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。	
個人情報保護法等	個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の適正な取扱いに関し、施策の基本的事項を定め、基本理念、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者(個人情報取扱事業者)の遵守すべき義務等を定めるものである。本法における個人情報取扱事業者の義務規定については、平成17年4月1日から施行されるが、現在、施行に向けて関係省庁において、必要に応じ、事業分野ごとのガイドラインの策定・見直し等を行っているところである。	e	-	ガイドライン等、事業者の啓発・普及のための情報の提供・公表については、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)に従い、各省庁において実施されているところである。		z2000008	内閣府	官民による電子商取引の利用の促進におけるプライバシー	5122	51220029	41	米国	29	官民による電子商取引の利用の促進におけるプライバシー	2003年5月23日、国会が個人情報保護法を成立させたことを受け、いくつかの省庁は、同法の2005年4月の施行を前に公表すべき施行指針を策定した。米国は以下の措置を日本が取ることを提言する。個人情報保護法の施行指針を策定している省庁が、それら指針を一貫性があり公正な形で施行するとともに、政府規制や指針あるいは周知目的で作成される事例集の公表なども含め、是正措置および違反行為に関する情報を公表する制度の構築を確保する。		e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004はともに、個人に恩恵をもたらす、高付加価値を生み出す事業活動の促進を目指し、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格は、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
-	-	-	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございました。</p> <p>要望につきましては、当室において検討し、関係省庁に送付して協議・検討いたしました。いただいた要望に関しては、法令上も、法令の解釈運用においても、特段の規制は存在しないことが明らかになりましたのでお知らせします。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900001	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	(1)社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり構想	5004	50040005	11	社会福祉法人 教手会 グイ・ティ・エカプライズ 株式会社 梶栗俊郎	5	(1)社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり構想	<p>(1)遠賀川河川の水力・太陽光・風力エネルギー活用で化石エネルギーから脱皮で地球の温暖化対策、前衛的産業のシンボル(近代的産業)と観光産業の目玉にする</p> <p>河川敷地域の電力は、災害時(地震・水害時)においても風力でのエネルギーを利用した電力が常時安定した供給出来、災害時緊急避難場所の役割をはたす送電線が配置され、すでに山林の景観がくずれた国有林の隣接地を有効利用し、風力発電の施設を積極的に作り環境国家日本のイメージアップで観光のPR材料にする</p>	<p>(1)河川の水力を利用する場合、昔からの水車をイメージした景観での施設を作る</p> <p>(2)風力発電の高さ65mでハネの長さ35m風速60mの台風にもびくともしない強大な基礎工事が必要な構造物を利用した社会福祉施設(老人ホーム・高齢者住宅)や法政大学通信学部スタジオ教育施設・分譲住宅を作る(基礎工事を一体的に行い効率・効果を高める)</p> <p>(3)日本の代表的世界遺産建築物イメージの屋根は、太陽光エネルギーを利用出来る施設にする</p>	<p>(1)日本一の石炭産業であった遠賀川流域の産業構造は製造業での第2次産業を中心に展開したが中国や東南アジア・インド等に安い人件費の後発国に追い越され産業の空洞化が進行した(製造業の中国進出)</p> <p>(2)(1)上記の理由からGDP個人消費が50%以上しめる日本の国内サービス産業への産業構造を必要とする必要がある所からエネルギー産業で繁栄した地区を逆にグリーンな自然エネルギーでの展開で観光産業の目玉シンボルにする。</p> <p>(3)13億の人口を有する中国の目覚ましい経済発展の中で日本の平均所得を有する福岡県に近い中国の上海等の海岸沿いの富裕層の5%・6500万人をターゲットにした観光客と人件費の安い労働力を輸入し、戦前から戦後の昭和30年代まで発展した筑豊地区の経済再生を行う。</p>	【別添資料】 文書番号 A181
-	-	-	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございました。</p> <p>要望につきましては、当室において検討し、関係省庁に送付して協議・検討いたしました。いただいた要望に関しては、法令上も、法令の解釈運用においても、特段の規制は存在しないことが明らかになりましたのでお知らせします。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900002	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	(2)社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり構想	5004	50040006	11	社会福祉法人 教手会 グイ・ティ・エカプライズ 株式会社 梶栗俊郎	6	(2)社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり構想	<p>(1)中国企業を元請にする事を一つの選択肢で高コスト体質日本建設業界の構造改革を行い、世界水準のコストで100年間保証の強固な地震や水害等の災害に強い施設を実現させる</p> <p>新幹線駅・高速道路インターチェンジまでの河川教育用バス道路にて渋滞対策を講じやすくする</p> <p>分譲住宅の内装に関しては個別オーダー注文を受ける</p> <p>300年間後世へ残す為、長年使用した材木を使用し住み慣れたいくつかの部屋を復元する(日本文化の伝承)事が出来る様にする</p> <p>毎月活用しない分譲住宅の活用として借上げウィクリーマンション・マンズリーマンション・貸別荘・コンドミニアムとして使用しやすくする</p>	<p>(1)中国企業の投資を呼び建築ビジネス・介護・教育・中国料理等の進出をしやすくする為、一定地域をチャイナタウンとして認め少子化対策の一つとする</p> <p>(2)戦前の発想(官尊民卑や外国アジア人に対する偏見意識風土を失くす為、文化交流が出来易い事業を行う(スポーツ・音楽・映画)</p> <p>(3)中国の奥地の貧しい村との交流を図り、日本並みの資金で優秀な人材を確保し、世界の将来を地球規模で考え実現する人材を早く育成出来る事業を行う。</p> <p>団体を通ったものでない限り予算がないと言ふ返事で今頃になって人事異動で学通信学部を作り、そこで勉強しながら介護の仕事で費用を捻出する</p>	<p>これらの事業計画の骨子は、平成元年より福岡県鞍手町や建設省・通産省・大蔵省・労働省関係者と協議して陳情してきた。平成15年4月総理大臣安箱担当省(内閣府広報室)より構造改革特区に応募してはアドバイスの基に平成15年11月構造改革特区第4次応募、特区推進室より私の提案「社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想」は大きな構想であり(555億)現状の法律で出来る事が沢山あるので平成16年度予算で各省庁と今まで通り詰めて下さいと指示があり平成16年1月より毎月各省庁担当と協議しているが各省庁からは地方公共団体を通ったものでない限り予算がないと言ふ返事で今頃になって人事異動で学通信学部を作り、そこで勉強しながら介護の仕事で費用を捻出する</p>	【別添資料】 文書番号 A176 A183
-	-	f	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございました。</p> <p>いただいた要望につきましては、当室において検討し、関係省庁に送付して協議・検討いたしました。いただいた要望は、規制改革・民間開放要望の募集の趣旨と合致しないものであると判断いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>募集要項にもございますが、規制改革・民間開放要望の募集では、単に税財源措置の優遇を求めるものは対象とはいたしておりません。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900003	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	(3)社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり構想	5004	50040007	11	社会福祉法人 教手会 グイ・ティ・エカプライズ 株式会社 梶栗俊郎	7	(3)社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり構想	<p>(1)事前研究調査・設計管理・事務費を総事業費の15%相当を3段階で受け取れる様にして頂きたい</p> <p>総事業費の5%を認定された後、手付金として支給 中間金として 中小企業には資金的余裕がない 最後の5%は、事業目的が達成された時、効果があると判定された時点で報奨金(利益)として支払われるものとする</p>	<p>(1)平成元年より平成16年までの16年間、私が社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり構想を研究・調査・設計した費用の2億5200万は当然行政が負担しなければならぬもので私が立て替えている分である</p> <p>(2)中間の2億5200万は、当然の16年間の事務費としての費用分である</p> <p>(3)最後の2億5200万は、私の提案が全体の財政削減や諸目的が達成されると認定された分として報奨金(利益)として支払えるようにして頂きたい</p>	<p>平成8年より10年頃、当時の通産省担当は上記の事実を認め法律を作ると言って頂き、鞍手町の町長や助役は、別添資料(A181)通り、意見書を書いたりの支援はすると言われ各省庁のPF担当者・福岡県各関係者も文章で確認している。</p> <p>又、財務省・地元の直方税務署・直方警察署・福岡県監査委員会事務局にも情報を公開しての要求審査は終了していると認識しているのが要望理由である</p>	【別添資料】 文書番号 A114 A115 A116 A119 A122 A125 A127 A128 A129 A132 A176 A180 A181 A183

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
-	-	f	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございました。</p> <p>いただいた要望につきましては、当室において検討し、関係省庁に送付して協議・検討いたしました。規制改革・民間開放要望の募集の趣旨と合致しないものでありと判断いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>募集要項にもございますが、規制改革・民間開放要望の募集では、単に税財源措置の優遇を求めるものは対象とはいたしておりません。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900004	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	(1)平成12年事前協議申請案件の補助金申請については運用を緩和する。	5004	50040008	11	社会福祉法人 鞍手会 グイ・ティ・インターナショナル(有) かじと 梶栗俊郎	8	(1)平成12年事前協議申請案件の補助金申請については運用を緩和する。	<p>平成12年(介護保険導入)以前より、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備費の国庫負担(補助)についても事前協議を地方公共団体や国へ継続して陳情し地方公共団体の何らかの理由で補助金申請が受け付けられない案件で物件を所有確保しているものは、交付要項平成3年11月25日厚生事務次官通知厚平2931-1 現デイサービス社第1409号の運用について緩和し、国庫負担金を平成12年当時の解釈で適用出来る様にしたいと思います。</p>	<p>1.福岡県福岡市東区箱崎1丁目15-23ホワイトパレス箱崎 (1)特別養護老人ホーム (2)デイサービスセンター (3)保育所(児童館) 2.福岡県鞍手郡鞍手町大字古門2908前カラクハウスのグループホームへ用途変更・増築計画の実現 3.福岡県鞍手郡鞍手町大字古門山ノ鼻2931-1 現デイサービスセンターへ高齢者優良賃貸住宅をグイ・ティ・インターナショナル(有)が運営する計画の実現 グループホーム・保育園・診療所</p>	<p>(1)民間事業者がよい計画を立案しても地方公共団体が策定した福祉計画に受け付けられなかった場合には実現する可能性が低い。 構造改革は、現状を改善する事である(現状否定)既得権益に対しては、抵抗がある為民間提案は受け付けられない事がある。 別途資料通り、平成12年に鞍手町へ特別養護老人ホーム・ショートステイの事前協議書を提案したが受け付けられなかった。</p>	<p>【別添資料】 文書番号 A008 A020 A021 A036 A037 A038 A039 A043 A046 A053 A055 A062 A066 A070 A073 A113 A116 A119 A123 A124 A128 A131</p>
-	-	f	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございました。</p> <p>いただいた要望につきましては、当室において検討し、関係省庁に送付して協議・検討いたしました。規制改革・民間開放要望の募集の趣旨と合致しないものでありと判断いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>募集要項にもございますが、規制改革・民間開放要望の募集では、単に税財源措置の優遇を求めるものは対象とはいたしておりません。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900005	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	(2)平成12年事前協議申請案件の補助金申請については運用を緩和する。	5004	50040009	11	社会福祉法人 鞍手会 グイ・ティ・インターナショナル(有) かじと 梶栗俊郎	9	(2)平成12年事前協議申請案件の補助金申請については運用を緩和する。	<p>(1)東京都荒川区南千住7丁目23-18メゾンエクレール南千住マンションを特別養護老人ホーム・ショートステイ・グループホーム・デイサービスセンターへ大規模改造計画の実現 (2)東京都新宿区新宿御苑デイサービスセンターと有料老人ホーム計画の実現</p>	<p>(1)上記計画は、日本全国の介護保険導入以前5年間の補助金額(地方自治体補助を含む)の補助率75%を上限にして、国より総事業費の50%を補助していただきたい、この事で地方自治体の補助金を削減する事が出来る (2)別途資料A149通り、上記の地域で現在マンションを所有している所有権者の部屋を介護老人施設に譲渡しなければならぬ人は、現在価格より20%資産価値アップで買取、現マンション住民を新マンションへの移動をスムーズに行いやすくなる等の環境整備の助成を国に求める</p>	<p>(1)上記案件は、別途資料通り、平成12年より東京都保健福祉部や東京都新宿区老人福祉計画課・厚生労働省老健局計画課と4年間事前協議を行い相談してきた所である (2)別添資料通り4年間に渡り行政や特殊法人の不作為や契約違反で不正状況に陥り込まれたと認識する方と行政側の認識違いから上記物件が空室で、他の事業にも利用されないままになっている。これらを地域住民の協力で関係者全員が20%の資産価値をアップさせる共同事業で地域再生を行う事が出来る事業である所から要望した</p>	<p>【別添資料】 文書番号 A110 A118 A123 A127 A129 A141 A142 A143 A145 A146 A147 A148 A149 A155 A156 A159 A160 A161 A162 A165 A167 A168 A175 A176 A178 A183</p>
-	-	-	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございました。</p> <p>要望につきましては、当室において検討し、関係省庁に送付して協議・検討いたしました。規制改革・民間開放の要望募集の趣旨と直接の関係がないため、当室において実現に向けて取り組みことは困難との結論に至りましたのでお知らせいたします。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900006	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	雇用創出助成金は本来目的にそって活用して欲しい	5004	50040013	11	社会福祉法人 鞍手会 グイ・ティ・インターナショナル(有) かじと 梶栗俊郎	13	雇用創出助成金は本来目的にそって活用して欲しい	<p>(1)福岡県労働局への損害賠償3000万請求案件を解決して欲しい 別添資料(A061)の通り3000万円の事前研究調査費を厚生労働省職業安定局に申請している内容を内閣府別枠予算で解決して欲しい 上記(1)通り解決出来ない場合、どうすれば出来るようになるか?出来ない理由を具体的に質問状を送付していた内容通り書面で項目別に回答と指導を頂きたい</p>	<p>(1)別途資料(A041・A047・A061・A076・A078・A080・A166・A174)の事実に基づく質問・意見・要望に対して別紙2004・10・18厚生労働省職業安定局:澤田育明氏と福岡労働局職業安定部職業対策課長補佐 別紙 後藤透氏平成16年11月11日回答通り、質問に対しての回答になっていないものを書面で項目別に回答を頂く様にしたい 私が平成13年~16年間にかけて3年間書類等でA4で500ページ以上の資料に基づき、延べ時間として100時間以上協議してきたもので、上記通り、具体的回答がなかったものを私が納得する説明を求めているものに対して、上記の要望が達する様に頂いてきた</p>	<p>(1)別途資料通り、福岡労働局や厚生労働省職業安定局職員との回答内容通り、説明責任がなく不作為や行政手続法を堂々と破っている (2)当からて面が一時休業をした事をハローワーク直方事業所の職員(人事異動)が現在、当からて面が働いている職員に対して、早くて面は一時休業した所なので働かない方がいいとその職員が受け取り一度は新念して、一ヶ月後再応募している所を他のハローワーク職員が、早くて面は今後伸びる事業所ですよ、と言われて現在、一生懸命仕事をさせて頂いている様公務員の名譽毀損での営業妨害が堂々と行われている事を抗議しても上記通りの無責任な回答である事から最もと支援する立場である事を認識して頂き、私の要望が実現出来る様にして頂きたい事が要望理由である</p>	<p>【別添資料】 文書番号 A041 A061 A076 A078 A080 A166 A174 3-4 3-5 労働2</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
-	-	f	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございます。</p> <p>いただいた要望につきましては、当室において検討し、関係省庁に送付して協議・検討いたしました。いただいた要望は、規制改革・民間開放要望の募集の趣旨と合致しないものであると判断いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>募集要項にもございますが、規制改革・民間開放要望の募集では、単に税財源措置の優遇を求めるものは対象とはいたしておりません。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900011	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	町づくり交付金の要綱の運用を弾力的に行う	5004	50040015	11	社会福祉法人 鞍手会 が・て・い・エが・ブ・ライ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	15	町づくり交付金の要綱の運用を弾力的に行う	<p>(1)各助成金要綱で事業主体は市町村とする運用規定を平成元年より、農業振興に実績のある一定要件を満たした中小企業や社会福祉法人に認める</p> <p>(2)上記(1)の事業者には農業振興地域に関する法律第6条 第一項の規定に基づき指定され農業振興の規制の緩和を希望する</p> <p>(3)別添資料 (A060・A079・A081・A180) 通り、上記(1)の事業者には交付金を活用する</p> <p>(1)平成13年より農村振興局に相談していた福岡県鞍手町古門2908と同上古門山ノ鼻2931・1施設環境整備の地域農業活動拠点施設整備と情報基盤施設整備・集落農園整備の交付金を充てる</p> <p>(2)固有河川敷地や周辺農業振興地における無農薬・有機野菜を健康増進策の一つと生きたいの、行う高齢者に対して施設環境整備、集落農園整備市町村創造型整備</p>	<p>(1)農家に生まれた長男として、父からの遺言300年以上続いた農業が現代社会において通用する事業になる様、東京での知識情報を生かして鞍手地区で実現させ様と言われた事を平成元年より16年間考え構想を練り上げた</p> <p>(2)上記の事を達成する手段として地方自治体の助成金を使用せず国から助成金のみで達成する為、事業主体になる事を平成8年頃から農林水産省へ陳情提案してきた</p> <p>(3)この構想は、農家の長男として生まれたDNAと鞍手町・福岡県・農林水産省の各行政機関と真剣な議論で構想が出来上がった。ある時は訴訟を前提とした村社会での和の社会とは到底考えられない急激な改革提案に対する反発や反論に対して、議論を重ね16年間訴え続けた結果日本の農業の有り方を変える利益を考えた構想である</p>	【別添資料】 文書番号 A060 A079 A081 A180 A181 3-7	
-	-	-	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございます。</p> <p>いただいた要望につきましては、当室において検討し、関係省庁に送付して協議・検討いたしました。いただいた要望は、地方公共団体への要望であると判断いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>なお、本要望事項の要望管理番号50560262-11は経済産業省にて回答いたしております。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900010	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	公共工事等のコスト削減に向けた各地方公共団体の競争入札実施要領の見直し	5056	50560262	21	(社)日本経済団体連合会	262	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	<p>中小企業者向け契約目標比率は、官公需施策発足当時の1966年度の27%弱から、2003年度には45%強に上昇しており、VFM(バリュー・フォー・マネー)の観点から、段階的に適正化することが必要である。中でも、直接的な請負(納品)業者を対象に限定している契約目標比率・目標比率の算定基準を見直し、二次以下の請負(納品)業者を対象に加えることについて検討すべきである。</p>	<p>中小企業者の受注機会増大のための措置として広く行われている分離・分割発注は、公共工事等のコスト・アップと非効率性(工期の長期化等)を助長するおそれがある。分離・分割発注の是正により、公共工事等の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現し、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備が可能となる。</p>	官公需法第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に際し、中小企業者の受注の機会を増大を図るための方針を作成し、閣議決定している(平成15年度の中小企業者向けの契約目標は約4兆8450億円となっており、官公需総予算額の約45%を占めている)。この目標を達成するため、国等が行う公共工事等の発注は、高度な技術力やマネジメント力、品質保証等を要求される大規模公共工事等を含め、広く分離・分割されるため、公共事業の非効率性が改善されていない。	
-	-	-	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございます。</p> <p>要望につきましては、当室において検討し、関係省庁に送付して協議・検討いたしました。いただいた要望に関しては、法令上も、法令の解釈運用においても、特段の規制は存在しないことが明らかになりましたのでお知らせいたします。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900007	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	・発明協会のNPO化	5078	50780001	11	・NPO 日本テクノマート	1	・発明協会のNPO化	<p>・発明協会への委託ではなく成果主義の実績や成果がなければ支払いを必要としない</p> <p>・NPO日本テクノマートの活用</p>	<p>・インターネット普及により人的パワーがあまり必要でなくなってきた。</p> <p>・少数精鋭でも仕事をこなせる様になってきた。少数であれば個人の支払いを増やせ、より能力の高い人を集められる。人数が減れば発明協会のトータルコストも下げられる。</p>	NPO 日本テクノマートバ ンフレット	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
-	-	-	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございました。</p> <p>要望につきましては、当室において検討し、関係省庁に送付して協議・検討いたしました。いただいた要望に関しては、法令上も、法令の解釈運用においても、特段の規制は存在しないことが明らかになりましたのでお知らせします。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900008	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	・特許流用の 情報の付加と活性化	5078	50780002	11	NPO 日本テクノマート	2	・特許流用の 情報の付加と活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・特許内容の説明だけでなくそれを流用する時に必要な情報である、流通値段、需要予測、初期投資、利益などの項目を加える。 ・特許アドバイザー業務のNPO化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトの立ち上げ(楽天方式の構築) ・専門家(アドバイザー)の組織化 ・専門家(アドバイザー)の認可業務の構築と認可代行 ・NPO日本テクノマートの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許を取るだけで利用しなければその意味がなく無駄になってしまう。特許を利用したい人が知りたい情報を付け加え、利用する側の判断を容易にすれば利用される機会が増える。そして利益が出るとわかれば積極的に利用する。 ・専門家(アドバイザー)が少ない ・引退した専門家の有効利用 	NPO 日本テクノマートパンフレット
-	-	-	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございました。</p> <p>いただいた要望について、当室において検討するとともに、関係省において検討いたしました。具体的な特区要望をいただけていない段階では、具体的な回答をすることは困難である、との結論に至りました。もとより、具体的な特区要望をいただいた場合には、関係省も十分真剣に要望について検討し対応することとなりますが、現時点において具体的な特区要望をいただけておりませんので、具体的な回答は差し控えることといたしたく、ご了解願います。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900009	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	米国の事業者による特区への参加奨励	5122	51220123	11	米国	123	米国の事業者による特区への参加奨励	<p>米国は、特区の取り組みにおいて米国の事業者による参加を奨励しており、米国参加に関わる特区の提案を熟考するよう日本国政府に求める。下記に事例を挙げる。</p> <p>外国の大学の分校キャンパスに対する教育と行政上の規制緩和特区提案。</p>		<p>構造改革特区の設置を通じた日本における規制改革を米国政府は引き続き支援する。2003年4月に最初の特区が認定されて以来、特区の数も合計386まで伸び、2004年9月に閣議決定により26の特例措置が全国展開することとなったことを米国は歓迎する。</p>	
-	-	-	-	<p>全国規模の規制改革・民間開放要望の募集については、要望をお寄せいただきありがとうございました。</p> <p>いただいた要望について、当室において検討するとともに、関係省において検討いたしました。具体的な特区要望をいただけていない段階では、具体的な回答をすることは困難である、との結論に至りました。もとより、具体的な特区要望をいただいた場合には、関係省も十分真剣に要望について検討し対応することとなりますが、現時点において具体的な特区要望をいただけておりませんので、具体的な回答は差し控えることといたしたく、ご了解願います。</p> <p>今度とも、全国規模の規制改革・民間開放要望の募集についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		z9900012	内閣府(規制改革・民間開放推進室)	米国の事業者による特区への参加奨励	5122	51220123	21	米国	123	米国の事業者による特区への参加奨励	<p>米国は、特区の取り組みにおいて米国の事業者による参加を奨励しており、米国参加に関わる特区の提案を熟考するよう日本国政府に求める。下記に事例を挙げる。</p> <p>一年を通してポテトチップス用のジャガイモの安定した供給をはかり、日本の製造者と消費者が恩恵を受けることとなるポテトチップス用のジャガイモの輸入に関する特区提案。現在日本のポテトチップス製造者は国内のポテトチップス用ジャガイモの入手が出来ない春期に製造の削減を強いられている。この提案は厳しい管理の下、製造者へ直接輸送するという手続きで、植物衛生上の問題を回避できる。</p>		<p>構造改革特区の設置を通じた日本における規制改革を米国政府は引き続き支援する。2003年4月に最初の特区が認定されて以来、特区の数も合計386まで伸び、2004年9月に閣議決定により26の特例措置が全国展開することとなったことを米国は歓迎する。</p>	